ヘイトスピーチ対策についての法整備を含む強化策に関する意見書

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、東京を訪れる外国人の数はますます増加することが予想されます。オリンピック憲章では、「人種、宗教、政治、性別、その他の理由に基づく国や個人に対する差別」を禁じており、この理念を開催都市東京においても実現しなければなりません。

ところが、近年、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥する差別的 言動(ヘイトスピーチ)が、社会的関心を集めています。

昨年、国際連合自由権規約委員会は、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する 国際条約(人種差別撤廃条約)」上の人種差別に該当する差別的言動の広がりに懸 念を示し、締約国である日本に対し、このような差別的言動に対処する措置を採る べきとの勧告をしました。さらに、国際連合人種差別撤廃委員会も日本に対し、法 による規制を行うなどのヘイトスピーチへの適切な対処に取り組むことを強く求 める勧告を行っています。

ヘイトスピーチは、社会の平穏を乱し、人間の尊厳を侵す行為として、それを規 制する法整備がされている国もあります。

よって、墨田区議会は国会及び政府に対し、表現の自由に十分配慮しつつも、ヘイトスピーチや人種差別の定義を明確にし、ヘイトスピーチ対策についての法整備を含む強化策を速やかに検討し実施するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成27年7月日

墨田区議会議長名

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 法務大臣